

# イメンフオメーシヨム

## 無料法律相談会を開催

町では、長野県弁護士会佐久在任会と連携して、無料法律相談会を開催します。債務や相続、契約などのトラブルでお困りの方は、ご利用ください。完全予約制です。秘密は固く守られますので安心してご相談ください。

日時 12月8日(木)

午後1時30分～3時30分

相談会場 役場2階相談室4

(控室 役場2階会議室2)

申込時間

午前8時30分～午後5時15分

(土日・祝日を除く)

申込締め切り 12月5日(月)

対象者 町内在住者

相談人数 4人(先着順)

相談時間 30分程度

その他 相談内容によっては、利益相反の事情から相談を受けられない場合もありますので、ご了承ください。

申し込み・問い合わせ先

総務課 庶務係

(32)3111

## 佐久圏域(小海、佐久穂、小諸、軽井沢、佐久都市計画区域)都市計画の変更に係る原案の閲覧・公聴会を開催します

「小海都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「佐久穂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「小諸市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「軽井沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「佐久都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更について、都市計画案の閲覧、公聴会を開催します。

閲覧期間

令和5年1月5日(木)

～1月27日(金)

午前8時30分～午後5時15分

閲覧内容

都市計画区域マスタープラン(県決定)

閲覧場所

小海町役場産業建設課、佐久穂町役場総合政策課、小諸市役所都市計画課、軽井沢町役場地域整備課、佐久市役所都市計画課、御代田町役場建設水道課(2階10番窓口)、長野県佐久建設事務所整備課、長野県建設部都市・まちづくり課

公聴会

日時 令和5年1月28日(土)

午前10時30分

場所 佐久市役所南棟3階会議室

(佐久市中央3056番地)

公述の申込み

公聴会で公述(発言)を希望される方は、令和5年1月20日(金)までに、閲覧場所または長野県ホームページにある公述申出書を閲覧場所窓口にて持参または郵送により提出してください。メール、ファックスなどにより提出することはできません。公述の申出がない場合は、公聴会を中止します。

公述申出書を提出できる方

都市計画案に係る地域にお住まいの方、または利害関係を有する方に限られます。

問い合わせ先

長野県佐久建設事務所整備課

0267(82)8272

長野県建設部

都市・まちづくり課

026(235)7297

り課

## 運動不足解消!! 個別健康実践セミナー参加者募集

新型コロナウイルスの影響で家にこもり、体を動かす機会が減っていませんか。また、体を動かしたいけれど、どう運動していいか困っていますか。

この教室では、皆さまそれぞれの体の状態に適した運動方法を理学療法士が一对一でアドバイスします。

皆さまのご参加をお待ちしています。

日程

12月～令和5年1月

平日 午前9時～午後3時  
※完全予約制 一人20分程度  
※日にち・時間は予約時に要相談

場所 保健センター

(役場1階東玄関側)

対象 全町民

内容 ストレッチ、筋トレ、エクササイズなど

申し込み締め切り

1月参加希望の方の最終申し込みは、令和5年1月10日(火)まで

持ち物 動きやすい服装、飲み物、バスタオル

※開催にあたり、新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください。発熱や咳などの風邪症状がある場合は欠席してください。

※今後の状況により、急ぎよ中止になる場合があります。ご了承ください。

申し込み・問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

(32)2554

## 会員募集 やりたい事が見つかるころ

### シルバー人材センターは60歳以上の元気な仲間を求めています

シルバー人材センターは、お仕事を提供することにより生きがい・働きたい・社会参加を応援します。あなたの知識・経験・資格を活かしてみませんか。

まずは、入会説明会にお越しください。

入会説明会は月に2回開催しています。

説明会実施日

12月5日(月)・12月19日(月)

令和5年

1月10日(火)・1月23日(月)

2月6日(月)・2月20日(月)  
3月6日(月)・3月20日(月)

時間 午後1時30分から

会場

小諸北佐久

シルバー人材センター

小諸事務所

小諸市六供二丁目2番5号

問い合わせ先

0267(24)0333

0267(24)0333

0267(24)0333

「みよたメール配信サービス」登録2次元コード  
詳しくは「暮らしのカレンダー(裏表紙)」をご覧ください。



ひとり親以外の世帯で家計が急変した皆さまへ  
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、住民税非課税の水準となった世帯を対象に「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給しています。まだ申請の済んでいない方は申請してください。詳細は、町公式ホームページ内で検索していただくか、二次元コードよりご確認ください。

※すでに児童手当受給のお子さんのいる世帯で住民税非課税の方は、支給済みです。

問い合わせ先

保健福祉課福祉係

(32)6522



## 12月納期の主な町税・使用料など(納期限までに納めましょう)

- 町県民税(4期分)
- 国民健康保険税(7期分)
- 後期高齢者医療保険料(6期分)
- 介護保険料(6期分)
- 保育料(12月分)
- 町営住宅使用料(12月分)
- 下水道負担金(3期分)
- 上水道使用料(12月期分)  
大口11月使用分・一般10・11月使用分
- 下水道使用料(12月期分)  
大口11月使用分・一般10・11月使用分(町営水道区域)  
一般8・9月使用分(佐久水道区域)
- 農集排使用料(12月期分)  
8・9月使用分
- 個別排水使用料(12月期分)  
10・11月使用分

納期限

12/26 月曜日



ペットボトルの出し方

ペットボトルはPETマークのついた容器のことです。

①中をよく洗う

②キャップとラベルは外してプラスチック製容器包装へ入れる。

③ボトルは「資源物」へ。

ペットボトルを出す際の注意

・ボトルをつぶさない。

・ボトルに貼られたテープやシールは必ず剥がす。

・工作等で加工したもの(切る、穴あけ、着色等)

は「可燃ごみ」に入れる。

ペットボトルは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じてリサイクルしており、協会の定める基準に則った品質評価を受けます。9月20日に実施した品質評価では、異物の混入やテープ等の付着、ペットボトルではない容器が混在していました。正しい出し方を通じ、よりよい循環型社会形成へのご協力をお願いします。

問い合わせ先

町民課環境衛生係

(32)3114



異物の混入



のマークがっていない容器



テープ等の付着